

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

国立大学法人鹿屋体育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	10
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	20
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	27
	領域5 学生の受入に関する基準	32
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	36
	基準の判断 総括表	36
	体育学部	37
	体育学研究科	40

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人鹿屋体育大学

(2) 所在地 鹿児島県鹿屋市

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	体育学部
大学院課程	体育学研究科

(4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部768人、大学院67人
教員数	専任教員数：61人

2 大学等の目的

(鹿屋体育大学学則第2条)

本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的な指導者を養成するとともにスポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的とする。

本学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(体育学部及び体育学研究科の目的・目標)

【体育学部】

(目的) 鹿屋体育大学学則第13条

体育学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び应用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。

(目標) 体育学部では、スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えたリーダーを養成するために、以下のような知識・能力を修得させる。

- (1) 国民各層のスポーツ・武道及び体育・健康づくりを指導し、普及させるための基礎的な知識及び豊かな教養を身につける。
- (2) スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する実技力、科学的支援力及び表現力を身につける。
- (3) スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身につける。
- (4) スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について、体育学の知識を総合的に活用し、説明することができる。
- (5) スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関心を持ち、主体的かつ計画的に、課題解決に向かって取り組む意志をもつ。
- (6) スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおけるリーダーシップとコミュニケーション能力をもつとともに、社会の一員として適切に振る舞う態度を身につける。

【体育学研究科】

(目的) 鹿屋体育大学学則第37条

体育学研究科は、スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ・武道文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。

(目標) 国民のニーズに応じた適切なスポーツ・身体運動の指導やマネジメント及びプログラム開発、トップアスリートに対する科学的なトレーニングの指導やメニュー開発ができる能力を備えた高度専門職業人として、国内及び国際社会で活躍できる中核的な役割を担う人材を養成する。

また、平成28年度から令和3年度までの第3期中期目標を次のとおり定めている。

(前文) 大学の基本的な目標 ～スポーツで未来を拓く自分を創る～

国立大学法人鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立の体育系大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要な不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、体育・スポーツ学分野における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与する。以上の目的を実現するため、教育、研究、社会貢献及びグローバル化に関する基本目標を以下のとおり掲げ、社会の信頼に応えられるよう自己変革しつつ、個性輝く大学を目指す。

(1) 教育に関する目標

学部：スポーツ・健康・武道分野における研究成果に基づいた教育を通じて、国民のスポーツ、健康及び武道を適切に指導し得る専門的知識、実践力・実技力や指導力を有し、広くは国際社会で活躍できる有為な人材を養成する。

大学院：国民のニーズに応じた適切なスポーツ・身体運動の指導やマネジメント及びプログラム開発、トップアスリートに対する科学的なトレーニングの指導やメニュー開発ができる能力を備えた高度専門職業人として、国内及び国際社会で活躍できる中核的な役割を担う人材を養成する。

(2) 研究に関する目標

スポーツ・健康・武道分野におけるこれまでの研究実績を生かし、新たな研究領域としてグローバルなスポーツイノベーション研究拠点の構築を目指す。

また、スポーツ活動や指導の実践知に関する「スポーツパフォーマンス研究」との取り組みとも連携し、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会での活躍を目指す本学学生をはじめ、国内のトップアスリートの競技力向上につながる科学的サポートを実施する。さらに、本学の基礎的・応用的・実践的領域での研究を組織的・学際的・総合的に推進する支援体制の整備・充実に取り組む。

(3) 社会貢献に関する目標

教育研究の成果を積極的に広く情報発信するとともに、開かれた大学として生涯学習の機会を提供し、教育研究資源の開放を行うとともに、社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ・武道文化の振興・発展に貢献する。

(4) グローバル化に関する目標

オリンピック・パラリンピック教育や日本のスポーツ・武道文化教育及びスポーツ実践やスポーツ医科学研究を通じて、アジア地域をはじめ海外の若手研究者やコーチと本学学生・教員との積極的な交流を推進するための、グローバルな教育研究拠点を形成する。

3 特徴

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、日本で唯一の国立の体育系大学として、昭和56年10月に開学した。体育学部のみからスタートし、昭和63年に大学院体育学研究科修士課程、平成16年に大学院体育学研究科博士後期課程を設置した。

敷地面積は約36万㎡で、豊かな自然を背景に、3種公認の陸上競技場、全面天然芝のサッカー場、加減圧調整可能流水プールを備えた屋内実験プール、武道館等の充実した体育施設や、本学の地理的な条件を活かした海洋スポーツセンター、環境シミュレータを備えたスポーツトレーニング教育研究センター等、特色のある附属施設を有している。

本学の、教育・研究・社会貢献・グローバル化に関する主な特徴は以下のとおりである。

【教育】

体育学部：

- ① 学生の主体的な学修へと繋がるように、学修ポートフォリオシステム（NIFSpass）を整備し、学修成果の可視化と、学生による学修の振り返り・改善を行っている。
- ② 令和元年に教学アセスメント・ポリシーを制定し、学生の学修到達度を評価・検証する指標等を定め、教育の質保証に取り組んでいる。
- ③ これまで評価方法が確立されていなかったスポーツ指導者としての行動特性や倫理観を可視化するプロフィール型テスト「スポーツ指導者基礎力テスト（SCCOT）」を企業と共同開発し、本学学生や他大学で体育学を専攻する学生に対して実施している。

体育学研究科：

- ① 平成28年に筑波大学及び日本スポーツ振興センターと連携したスポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）並びに、筑波大学と連携した大学体育スポーツ高度化共同専攻（博士後期課程）を開設した。スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）では、全て英語による教育プログラムを実施するとともに、16週間程度の海外インターンシップを必修科目として位置付け、海外の実践現場で経験を積んだ国際的な人材の養成に取り組んでいる。大学体育スポーツ高度化共同専攻（博士後期課程）では、大学体育・スポーツを先導し実践的研究の推進を図ることができる人材を養成している。
- ② 平成26年に、本学体育学研究科体育学専攻が中心となり、体育系の修士課程を有し博士後期課程を有しない鹿児島大学、熊本大学の大学院教育学研究科と連携・協力して博士後期課程の教育・研究指導を行う「体育学・スポーツ科学連携大学院教育プログラム」を開始し、平成29年からは新たに宮崎大学を加え、九州における体育学・スポーツ科学分野の教育研究の充実を図っている。また、令和3年4月からは、熊本大学と宮崎大学について本プログラムを修士課程体育学専攻まで拡大し、大学院教育の一貫性を確保している。
- ③ 社会人受入を推進するため、東京サテライトキャンパスを活用し、テレビ会議システムを利用した遠隔授業・夜間授業を開設している。

【研究】

- ① 学生の競技力向上に直接寄与する研究を推進する「Top Athlete Support System(TASS)プロジェクト」（平成10年～）、地域における健康の維持増進、生活習慣病に関する「Promotion of Active Life Style(PALS)プロジェクト」（平成11年～）、各種スポーツイベント等における地域活性化に関する「Community Activation through Sporting Events(CASE)プロジェクト」（平成29年～）を実施している。
- ② 体育・スポーツの実践系・指導系の教育的、学問的価値の確立とその発展を目指し、平成23年に本学関係者が中心となって、実践研究に特化したウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」を創刊したほか、平成27年には世界有数の50m長走路フォースプレートやモーションキャプチャーを備えたスポーツパフォーマンス研究棟を本学施設として完成させ、担当学長補佐の新設や研究スタッフの配置を行うなど、体育・スポーツにおける実践研究という分野の確立を図ってきた。

【社会連携・社会貢献】

- ① 平成18年に本学を拠点とした総合型地域スポーツクラブNPO法人NIFSスポーツクラブ（サークル数：5、会員数：363名）を創設して、本学施設の貸与や教員・学生の派遣を行っているほか、地元の放送局と連携して体力低下を防止する運動プログラムのテレビ放送やウェブ配信を行うなど、地域住民の運動習慣の定着や健康増進に寄与している。
- ② 大学スポーツを通して鹿屋市をはじめとした地域の交流の輪を広げ、地域活性化に寄与することを目的として、平成30年に地域密着スポーツブランド「Blue Winds（ブルーウィンズ）」を創設し、市民参加型運動会や大学スポーツ観戦・応援イベントの開催等を行っている。

【グローバル化】

- ① 平成26年から令和2年まで、国際スポーツ・アカデミー形成支援事業として、アジア各国・地域から集まった若手研究者や指導者に対してグローバルに活躍できる人材育成のためのセミナーやシンポジウムを本学で行い、本学の教員や学生も参画して参加者と関わることで、本学のアジアにおけるネットワークの拡大や学生・教職員の国際感覚の醸成を図ってきた。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 筑波大学との共同教育課程に関する認可申請・届出に係る提出書類（基本計画の概要：平成28年度設置）		
	1-1-1-02 筑波大学との共同教育課程に関する認可申請・届出に係る提出書類（基本計画書（修士課程）：令和2年度設置）		
	1-1-1-03 筑波大学との共同教育課程に関する認可申請・届出に係る提出書類（基本計画書（博士課程）：令和2年度設置）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-04 筑波大学との共同教育課程の設置に関する協定書（平成27年度）		
	1-1-1-05 筑波大学との共同教育課程の設置に関する協定書（令和元年度）		
	1-1-1-06 国立大学法人筑波大学・国立大学法人鹿屋体育大学スポーツ国際開発学共同専攻運営委員会要項		
	1-1-1-07 国立大学法人筑波大学・国立大学法人鹿屋体育大学大学体育スポーツ高度化共同専攻運営委員会要項		
	1-1-1-08 筑波大学との共同教育課程に関する運営委員会の開催状況（スポーツ国際開発学共同専攻）		
1-1-1-09 筑波大学との共同教育課程に関する運営委員会の開催状況（大学体育スポーツ高度化共同専攻）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1-1-1] 【体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻設置（平成28年4月）の経緯】 海外の大学等では、教育、健康、開発、平和の領域で「開発と平和のためのスポーツ」や「スポーツを通じた国際開発」に関して“専門的な知識を身につける修士プログラム”が設置され、修了者はNGO組織の一員として活動し、この分野を主導している。一方、日本では、独立行政法人国際協力機構（JICA）が青年海外協力隊などスポーツ分野でのボランティアを派遣してきたが、そのほとんどが個人的な参加動機であり、“専門的な知識を身につけた人材の養成”が急務である。また、日本の各競技団体による国際活動は、国際交流に留まっており、“スポーツを通じたより積極的な平和と友好の国際関係の構築”が求められている。このような経緯から、スポーツ・体育・健康に関する理論的・実践的な知識を英語によって学び、国際平和と友好、豊かな地域社会の創造に寄与し、指導的役割を担うことのできる高度専門職業人・研究者を養成することを目的に設置した。			
[分析項目 1-1-1] 【体育学研究科3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻設置（平成28年4月）の経緯】 新成長戦略（特に健康長寿社会の実現）とスポーツ立国戦略（平成23年制定）の理念に従って豊かな知識基盤社会を今後実現していくためには、体育スポーツを通じて、今後の社会の担い手である大学生の心身の健康と社会性を向上させ、活力ある人間へと成長させることが重要となる。そのためには、大学生の体育スポーツに携わる教員を養成する体育系大学院（博士課程）の充実・改革が必要不可欠である。大学体育や大学スポーツ（大学体育スポーツ）の充実に必要となるのは、狭い領域の高度な知識や研究能力を備えた研究指向型人材の養成ではなく、現場の課題解決に活かせる高い実践的研究能力と教育指導能力を備えた高度専門人材の養成である。このような経緯から、大学体育スポーツを先導する確かな専門的知識と実技教育能力を兼ね備え、現場の教育指導と研究の循環を効果的に行える学術的職業人としての高度な体育教員を養成することを目的に設置した。			

<p>[分析項目 1-1-1]</p> <p>【体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻及び後期 3 年の課程のみの博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の設置（令和 2 年 4 月）の経緯】 国立大学法人筑波大学大学院改組に伴い、筑波大学との共同教育課程である修士課程スポーツ国際開発学共同専攻及び 3 年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の廃止・設置を行った。両専攻とも、改組前後において教育上の目的・内容に大きな変更は行っていない。 なお、大学体育スポーツ高度化共同専攻においては、「3 年制博士課程」から「後期 3 年の課程のみの博士課程」へ課程の名称変更を行った。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
該当なし			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 鹿屋体育大学機構図		
	1-3-1-02 鹿屋体育大学学則	5~7条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-03 鹿屋体育大学通則	8条、10条	
	1-3-1-04 鹿屋体育大学理事の職務分担について		
	1-3-1-05 鹿屋体育大学副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担について		
	・ 責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-06 国立大学法人鹿屋体育大学役職員任期一覧		
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01 鹿屋体育大学教授会規則		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1-3-1] 本学は、1学部1研究科で構成されており、専任教員数も60名程度と教員組織の規模も大きくないことから、学長が学部長及び研究科長を兼ねており、学部及び研究科の教育の責任者として教務担当理事を配置している。また、各教員は、教員組織である3つのいずれかの系（スポーツ・武道実践科学系、スポーツ生命科学系、スポーツ人文・応用社会科学系）に所属し、体育学部又は体育学研究科を担当している。なお、体育学部のスポーツ総合課程と武道課程は、必修科目などの履修要件に違いがあるものの、多くの科目を共有しており、体育学部の2課程では担当する教員を区別していない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	3条	
	2-1-1-02 国立大学法人鹿屋体育大学運営企画会議規則		
	2-1-1-03 鹿屋体育大学内部質保証の体制による自己点検・評価の検証に関する申合せ		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	3条	再掲
	2-1-2-01 鹿屋体育大学における内部質保証体制		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） 2-1-2-02 共同教育課程（スポーツ国際開発学共同専攻）に係る教育研究活動の状況報告書		
	2-1-2-03 共同教育課程（大学体育スポーツ高度化共同専攻）に係る教育研究活動の状況報告書		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	3条	再掲
	2-1-3-01 鹿屋体育大学常任委員会等規則	別表第2, 第4	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-1] 「鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則」に定める領域ごとの評価実施組織の責任者は、全員が運営企画会議の構成員であり、各委員会での検討状況等について、運営企画会議で情報共有している。なお、各評価実施組織の責任者は、教務委員会、研究科教務委員会、国際交流推進委員会、及び入試委員会が副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事）、財務・施設環境委員会、総務委員会、広報室、及び企画室が副学長（組織・運営担当理事）、社会連携検討会議が社会連携担当理事、学術情報・産学連携委員会が学術研究・情報担当学長補佐、学生委員会が学生支援担当学長補佐、競技力向上委員会が競技力向上・国体担当学長補佐である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[分析項目2-1-1]

本学では内部質保証の対象として、「教育課程」「施設及び設備」「学生支援」「学生受入」のほかに、「研究活動」「管理運営」「社会連携・社会貢献」「中期目標・中期計画・年度計画」の4つの領域についても定めており、本学の教育研究活動全域にわたる内部質保証体制を整備している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領(令和元年度)	p. 7	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類 2-2-1-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領(令和元年度)	p. 2, 5-7	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類 2-2-3-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領(令和2年度)	p. 2, 6-7	
	2-2-3-02 内部質保証スケジュール(令和2年度)		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類 2-2-4-01 鹿屋体育大学における関係者からの意見聴取に関する申合せ		
	2-2-4-02 「なんでんかんでん語ろう会」実施要項		
	2-2-4-03 学生なんでも意見箱について		
2-2-4-04 第11回回学生生活実態調査実施要項			
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5)		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	6条	再掲
	2-2-3-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領(令和2年度)	p. 3	再掲

<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧 ・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則 2-2-3-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領（令和2年度） 2-2-3-02 内部質保証スケジュール（令和2年度）</p>	<p>6条 p.3</p>	<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則 2-2-3-01 鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領（令和2年度） 2-2-3-02 内部質保証スケジュール（令和2年度）</p>	<p>6条 p.3</p>	<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-2-1] 本学の実施する自己点検・評価には、定期項目と重点項目があり、定期項目は毎年度共通で点検・評価する項目、重点項目は定期項目とは別に各年度に重点的に点検・評価する項目で、重点項目は5～6年で8つの領域を一巡する。学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針及び教育課程が本学の目的に即したものとなっていることは、令和元年度に重点自己点検・評価項目として確認した。なお、鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領及びスケジュールは、学長を議長とする運営企画会議において年度ごとに策定している。</p>			
<p>[分析項目2-2-4] 「鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則」第4条に基づく「鹿屋体育大学における関係者からの意見聴取に関する申合せ」に、内部質保証体制において実施する意見聴取の種類と意見聴取ごとの主な内容、対象者、実施時期、及び実施主体を定めている。</p>			
<p>[分析項目2-2-6] 「鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則」第6条に基づく「鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領（令和2年度）」10～12項に定める通り、自己点検・評価の結果、改善等の措置が必要と運営企画会議が判断した事項があるときは、当該事項に係る評価実施組織が改善計画を作成し、その改善計画及び計画に対する実施状況を改善が完了するまで定期的に運営企画会議に報告している。なお、内部質保証のスケジュールを毎年度作成し、当該年度の具体的なスケジュールと7年後までの大まかな予定を示しており、その中で、改善計画の実施状況の確認は毎年度行うことを明示している。</p>			
<p>[分析項目2-2-7] 「鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則」第6条に基づく「鹿屋体育大学自己点検・評価実施要領（令和2年度）」12～13項に定める通り、改善計画の実施状況について、運営企画会議において定期的に確認している。また、内部質保証のスケジュールを毎年度作成し、当該年度の具体的なスケジュールと7年後までの大まかな予定を示しており、その中で、改善計画の実施状況の確認は毎年度行うことを明示している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 自己点検・評価に関するデータ一覧		
	2-3-2-02 IRデータからみる本学の現状について 2-3-2-03 令和元事業年度自己点検・評価報告書	令和2年度作成	
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 授業評価アンケート集計結果		
	2-3-3-02 卒業時アンケート集計結果		
	2-3-3-03 修了時アンケート集計結果		
	2-3-3-04 卒業後アンケート集計結果		
	2-3-3-05 就職先等からの意見聴取報告（令和2年度）		
	2-3-3-06 なんでんかんでん語ろう会、学生なんでも意見箱における学生の要望及び対応状況（平成28～令和2年度）		
	2-3-3-07 学生生活実態調査報告書（令和元年度）		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。			
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 体育学・スポーツ科学連携大学院研究プログラム開発プロジェクト外部評価報告書（令和元年度）		
	2-3-4-02 大学教育再生加速プログラム（AP）事業の外部評価委員会報告		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
該当なし			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[分析項目2-3-3] 学生・卒業生を含む関係者からの意見聴取を定期的に行っており、特に「学生なんでも意見箱」や学生と教職員の意見交換会「なんでんかんでん語ろう会」で出された学生からの要望については、環境整備等に積極的に反映させている。</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	9条	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 筑波大学との共同専攻設置に関する運営企画会議議事要旨 2-4-1-02 筑波大学との共同専攻設置に関する運営企画会議資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 人事マネジメント方針（非公表）		
	2-5-1-02 戦略的人事に基づいた教員の採用(昇任)の取扱いについて（非公表）		
	2-5-1-03 鹿屋体育大学教員選考規則（非公表）		
	2-1-3-01 鹿屋体育大学常任委員会等規則	5条4	再掲
	2-5-1-04 鹿屋体育大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-05 鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて（非公表）		
	2-5-1-06 「鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて」に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-07 鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準（非公表）		
	2-5-1-08 鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準（非公表）		
	2-5-1-09 鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて（非公表）		
	2-5-1-10 鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて（非公表）		
	2-5-1-11 筑波大学との共同専攻教育課程の資格審査の流れ（非公表）		
2-5-1-12 スポーツ国際開発学共同専攻の担当教員の資格認定手続きに関する申合せ（非公表）			
2-5-1-13 大学体育スポーツ高度化共同専攻の担当教員の資格認定手続きに関する申合せ（非公表）			
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-14 教員選考報告書（非公表）			
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-15 研究科担当教員審査特別委員会議事要旨（非公表）			
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価実施細則（非公表）		
	2-5-2-02 国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則（非公表）		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
2-5-2-03 教員の自己点検・評価の評価方法等について（平成29～令和2年度実績）（非公表）			
2-5-2-04 教員の業績評価結果（非公表）			

<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組</p> <p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p> <p>2-5-2-01 鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価実施細則（非公表）</p> <p>2-5-2-02 国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則（非公表）</p> <p>2-5-3-01 鹿屋体育大学に勤務する職員の勤労手当成績率決定基準（非公表）</p> <p>2-5-3-02 国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（非公表）</p> <p>2-5-3-03 教員業績評価による教員教育研究経費傾斜配分に関する資料（平成30～令和2年度）（非公表）</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）（非公表）</p> <p>2-5-2-04 教員の業績評価結果（非公表）</p> <p>2-5-3-03 教員業績評価による教員教育研究経費傾斜配分に関する資料（平成30～令和2年度）（非公表）</p>	<p>7条</p> <p>6条</p> <p>33条</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-01 鹿屋体育大学事務局組織規程</p> <p>2-5-5-02 教員用事務手続きマニュアル</p> <p>2-5-5-03 事務組織及び人員配置状況</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-03 事務組織及び人員配置状況</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-04 TAの実施状況</p>	<p>p. 14-22</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6-01 令和3年度TA研修会（事前研修会）実施要項</p> <p>2-5-6-02 鹿屋体育大学TAハンドブック（令和3年度）</p>		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
[分析項目2-5-1] 教員の採用に関して、戦略的人事方針に基づき、若手教員の育成の観点から定年退職等に伴う欠員の補充については、原則として下位の職階での補充を実施しているため、本学では助教の採用者が多くなっている。採用に当たっては、履歴書と業績調書（指導実績、教育実績、実務実績等）により、本学の求める教員像と照らし合わせ、教育歴や研究業績を十分に有していると教員選考特別委員会において判断した場合は、業績評価のみで採用候補者として決定し、教育研究評議会において採用を決定している。なお、授業を担当した経験のない助教については、半年～1年の研修期間を設け、指導の下で補助者として授業に携わる中で教育上の指導能力の向上を図る仕組みとなっている。		
[分析項目2-5-5] 事務職員の事務分掌について、事務分掌細則等は作成しておらず教員用事務手続きマニュアル内において主要業務等を記載している。 また、教育活動の支援や補助等を行う職員として、学内共同教育研究施設を利用した教育活動の支援や補助を行うための特任教員や教学IRを推進するための特任教員などを配置している。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。		
[活動取組2-5-A]（教員の表彰制度の実施） 教員の教育能力及び競技力向上に関する指導能力等を向上させることを目的に、教員の教育能力・スポーツ指導技術等を適切に評価して優れた教員を表彰する制度を、令和元年度から運用を開始し、初年度は教員26名、令和2年度は教員31名を表彰した。	2-5-A-01 鹿屋体育大学教員表彰規則	
	2-5-A-02 教員表彰の実施状況	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組2-5-A] 教員の教育能力及び競技力向上に関する指導能力等を向上するため、教員の表彰制度を新たに整備し、実施している。		
【改善を要する事項】 該当なし		

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_財務諸表に係る会計監査人による監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_財務諸表に係る監事による監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 各項目に関し、30%以上乖離している理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人鹿屋体育大学役員会規則	2条	
	3-2-1-02 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則	2条	
	1-3-3-01 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則	2条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人鹿屋体育大学運営企画会議規則	2条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・役職者の名簿		
	1-3-1-06 国立大学法人鹿屋体育大学役職員任期一覧		再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 鹿屋体育大学事務局組織規程		再掲
	3-3-1-01 鹿屋体育大学四十周年記念事業推進室設置要項		
・事務組織の組織図			
2-5-5-03 事務組織及び人員配置状況			再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01_国立大学法人 鹿屋体育大学 監事規則		
	3-5-1-02_国立大学法人 鹿屋体育大学 監事監査規程		
	3-5-1-03_国立大学法人 鹿屋体育大学 監事監査実施要項		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-04_令和2年度監事監査計画について（非公表）		
	3-5-1-05_令和2年度監事監査報告書（非公表）	監事による意見等含む	
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01_令和2年度監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-02_財務諸表に係る会計監査人による監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-01_鹿屋体育大学機構図		再掲
	3-5-3-01_国立大学法人鹿屋体育大学監査室規程		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02_国立大学法人鹿屋体育大学内部監査要項		
	3-5-3-03_国立大学法人鹿屋体育大学内部監査実施基準		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-04_令和2年度内部監査年次計画（非公表）		
	3-5-3-05_令和2年度内部監査報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01_監事との意見交換会に関する資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 インフラ長寿命化計画（個別計画）		
	4-1-3-02 中長期施設整備計画		
	4-1-3-03 バリアフリーマップ		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-04 施設整備マスタープラン2019	p. 13	
	4-1-3-05 防犯カメラ一覧		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 保健管理センターの概要（本学公式Webサイト）		
	4-2-1-02 学生相談体制の概要（本学公式Webサイト）		
	4-2-1-03 学生支援体制		
	4-2-1-04 学生相談支援室要項		
	4-2-1-05 就職相談室の概要（本学公式Webサイト）		
	4-2-1-06 鹿屋体育大学キャリア形成支援センター規則		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-07 鹿屋体育大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン		
	4-2-1-08 鹿屋体育大学 ハラスメント防止等に関する規則		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
4-2-1-09 学生なんでも相談窓口案内（学生生活の手引き抜粋）			
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
4-2-1-10 学生なんでも相談窓口対応記録（令和2年度）（非公表）			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
4-2-3-01 留学生ガイドブック（英語版）			
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 障がい学生支援室要項		
4-2-4-02 学生支援に係る授業対応依頼一覧（令和3年度）（非公表）			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01 奨学金制度の整備状況及びその窓口（公式Webサイト）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-02 日本学生支援機構奨学生数一覧		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-03 鹿屋体育大学特別奨学金給付に関する要項		
	4-2-5-04 本学独自の入学料、授業料特別免除、特別奨学給付金の実施状況		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-05 鹿屋体育大学入学料免除に関する選考要領（非公表）		
	4-2-5-06 鹿屋体育大学入学料特別免除に関する要項（非公表）		
	4-2-5-07 鹿屋体育大学授業料免除に関する選考要領（非公表）		
	4-2-5-08 鹿屋体育大学授業料特別免除に関する要項（非公表）		
	4-2-5-09 入学料免除、授業料免除の実施状況		
	4-2-5-04 本学独自の入学料、授業料特別免除、特別奨学給付金の実施状況		再掲
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 4-2-5-10 学生宿舎ガイドブック（2020年度改訂版抜粋）	p. 6	
	4-2-5-11 学生宿舎入居状況		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-5-12 国立大学法人鹿屋体育大学修学支援基金規則		
4-2-5-13 鹿屋体育大学修学支援基金による学生への経済的支援状況			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-2-1] キャリア教育や就職支援の更なる強化と常任委員会及び学内共同教育研究施設による入学から卒業・就職まで連携した学生支援を行うため、キャリア形成支援室に代わる組織として、令和3年6月にキャリア形成支援センター（学内共同教育研究施設）を設置した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 体育学部学生受入方針		
	5-1-1-02 体育学研究科修士課程体育学専攻学生受入方針		
	5-1-1-03 体育学研究科修士課程スポーツ国際開発学共同専攻学生受入方針		
	5-1-1-04 体育学研究科博士後期課程体育学専攻学生受入方針		
	5-1-1-05 体育学研究科後期3年の課程のみの博士課程大学スポーツ高度化共同専攻学生受入方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 総合型選抜（SS）入試における「プレゼンテーション+口頭試問」試験実施要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-02 一般選抜における「プレゼンテーション+口頭試問」試験実施要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-03 健康診断実施要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-04 実技検査評価基準（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-05 小論文試験実施要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-06 調査書審査要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-07 面接試験実施要領（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-08 入学試験実施要領（スポーツ国際開発学共同専攻）（非公表）		
	5-2-1-09 入学試験実施要領（大学体育スポーツ高度化共同専攻）（非公表）		
	5-2-1-10 大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）入学試験実施要項（非公表）		
	5-2-1-11 大学院体育学研究科体育学専攻（博士後期課程）入学試験実施要項（非公表）		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-12 入学者選抜の実施体制が確認できる資料（体育学部）（非公表）		
	5-2-1-13 入学者選抜の実施体制が確認できる資料（体育学研究科）（非公表）		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-14 体育学部第3年次編入学試験実施体制等（非公表）		
	5-2-1-15 一般選抜及び私費外国人留学生入試実施資料（教員用）（非公表）		
	5-2-1-16 一般選抜及び私費外国人留学生入試実施資料（事務職員用）（非公表）		
	5-2-1-17 大学入学共通テスト実施資料（教員用）（非公表）		
	5-2-1-18 大学入学共通テスト実施資料（事務職員用）（非公表）		
5-2-1-19 学校推薦型選抜及び特別入試実施資料（教員用）（非公表）			
5-2-1-20 学校推薦型選抜及び特別入試実施資料（事務職員用）（非公表）			
5-2-1-21 総合型選抜（SS）入試（第2次選考）実施資料（体育学部）（非公表）			
5-2-1-22 スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）入試実施資料（非公表）			

	5-2-1-23 スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）第2次募集入試実施資料（非公表）		
	5-2-1-24 大学体育スポーツ高度化共同専攻（後期3年の課程のみの博士課程）入試実施資料（非公表）		
	5-2-1-25 体育学専攻（修士課程）入試実施資料（非公表）		
	5-2-1-26 体育学専攻（博士後期課程）入試実施資料（非公表）		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-27 高大接続入試改革に伴う令和3年度（2021年度）入試の変更点		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-1-01 鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則	第3条3	再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 配点設定のためのデータ分析結果（平成29年度）（非公表）		
	5-2-2-02 「高大接続入試改革」を踏まえた本学の入試改革（平成29年度）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-2-2] 「高大接続入試改革」を踏まえた本学の入試改革として、学力の3要素を多面的・総合的に評価するために、これまで実施していた面接に代えてプレゼンテーションと口頭試問の要素を組み合わせた試験の導入について検討を行い、事前に示された「スポーツ・武道および体育・健康づくりに関する新たな課題」の解決策をプレゼンテーション後、その内容についての質疑応答を行う「プレゼンテーション+口頭試問」試験を令和3年度入学者選抜から導入した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 5-3-1-01 入学定員の充足に向けた取組に関する資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-3-1】 スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）において、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が53%となっている理由として、本学体育学部にはスポーツ国際開発学に関する授業科目がなく、学部生がスポーツ国際開発学共同専攻（以下、本専攻とする）の教育内容に興味を持つ機会が少ないこと、全ての授業を英語で行う本専攻に対応できる英語力を持つ学生が少ないこと、などが考えられる。 令和3年度からの本学体育学部の教育課程改訂では、本専攻の教員がオムニバス形式で行う「スポーツ国際開発論」を開講して国際開発におけるスポーツの意義や役割について学生の理解を深めるとともに、7段階のレベルに分けた少人数クラス制で英語教育を実施して学部生全体の英語力の強化を図っている。また、外部からの入学者を確保するために、引き続き国際協力機構（JICA）の運営する国際キャリア総合情報サイトを通して学生募集を周知するとともに、今後、交流のある海外の体育系大学等に広報活動を行う予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）において、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が53%と低く、入学定員の充足に向けた取組が引き続き必要である。			

領域6 基準の判断 総括表

国立大学法人鹿屋体育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	体育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	体育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			